

「津久井産材」の産地証明制度が スタートします！！

市内の林業事業者、製材会社、木材流通事業者などの林業関係事業者で組織された「津久井産材利用拡大協議会」により、市内で産出された木材のブランド化を図るため、産地証明制度を開始します。

この制度は「津久井産材流通確認証」を木材の流通において利用することで、産地を証明していくものです。津久井産材の名称の普及、流通の促進に加えて、工務店等の木材利用者や市の公共事業に係る津久井産材の証明資料としての活用が期待されます。

- ・ 開始時期 平成 29 年 6 月 1 日
- ・ 実施主体 津久井産材利用拡大協議会
(会長：栗林一郎(株)相模原木材センター代表取締役)

詳細は、市ホームページ「さがみはら森林情報館」へ
<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kankyo/shinrin/21985/index.html>

産地証明の仕組み

素材生産者（林業事業者）が、「津久井産材流通確認証」を素材（丸太）とともに発行し、その後の流通の全過程において各事業者が署名・捺印します。

津久井産材流通確認証を取り扱うことのできる事業者

津久井産材認証生産者

神奈川県内に住所を置く素材生産者（林業事業者）で協議会に登録を行った事業者となります。

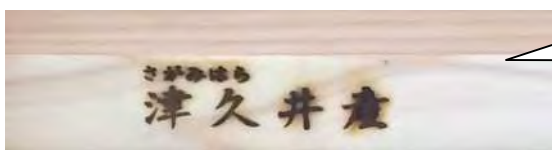
製材事業者等

原則として神奈川県内に住所を有する製材事業者に限られます。

その他流通事業者、工務店等

流通事業者、工務店等は所在地の制限などはありません。

* 当分の間、産地証明に係る登録等の事務は、相模原市津久井地域経済課が行います。



市公共施設等で使用している津久井産材の焼印

問合せ先
津久井地域経済課
042-780-1401

津久井産材認証生産者は相模原の山から伐りだした木が津久井産材であることの証明を行うことができます。

津久井産材流通確認証

平成 年 月 日

次の事業者に販売した木材は、平成 年 月から平成 年 月までの間に
 区 (代表地番を記載) において生産した津久井産材で

あることを証明します。

【認証生産者記入欄】

販売・出荷先事業者名
住所 県 市・町・村
販売・取扱量(m ³)
樹種 スギ・ヒノキ・サワラ・マツ・その他()

津久井産材認証生産者登録番号 第 号
 (登録日 平成 年 月 日)
 津久井産材認証生産者

印

上記枠内に記入後、写しを協議会事務局に送付する。

認証生産者から購入等を行える製材事業者は原則として県内に限られます。

【流通確認欄】

平成 年 月 日 上記認証生産者より 購入・入荷(該当に)	平成 年 月 日 左記事業者より 購入・入荷(該当に)	平成 年 月 日 左記事業者より 購入・入荷(該当に)	平成 年 月 日 左記事業者より 購入・入荷(該当に)
事業者名等	事業者名等	事業者名等	事業者名等
代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名	代表者氏名
住所 県 市・町・村 印	住所 県 市・町・村 印	住所 県 市・町・村 印	住所 県 市・町・村 印
各事業者は、署名・捺印を行い、取引先に引き継ぎます。			
購入・取扱量(m ³)	購入・取扱量(m ³)	購入・取扱量(m ³)	購入・取扱量(m ³)
樹種 スギ・ヒノキ・サワラ・マツ・その他()	樹種 スギ・ヒノキ・サワラ・マツ・その他()	樹種 スギ・ヒノキ・サワラ・マツ・その他()	樹種 スギ・ヒノキ・サワラ・マツ・その他()

本確認証は、法的な証明能力を有するものではありません。